

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、3月後半に松山市中心部の繁華街で発生した過去最大の変異株クラスターによる陽性確認者の急増を受け、家庭等を通じた地域への感染拡大を回避するため、独自の警戒レベルを直ちに引き上げ、3月25日以降を「特別警戒期間」とし、県民や事業者に対して、感染拡大を防ぐための協力依頼や松山市繁華街を対象とした4月1日からの営業時間の短縮の協力要請を行ってきたところです。しかし、松山市繁華街クラスターから、さらにその他の市町への感染の持ち出し等の事例も発生し、県下全域での感染拡大が危惧される状況となったことから、更に警戒レベル引き上げ、4月8日から4月21日までを「感染対策期」とし、感染拡大回避に向けた対策を実施してきたところです。

しかし、本県の第4波の発端となった松山市の繁華街クラスターで変異株が確認されて以降、他の市町でも変異株が多数確認され、県内で実施した検査の9割超が変異株であり、さらなる県内感染拡大のリスクが高まっている状況であることから、4月21日に、国に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、本県を新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置として公示するよう要請するとともに、「感染対策期」を4月22日から5月19日まで延長し、「まん延防止等重点措置」同等の対策を強化したところです。

そのような中、4月23日開催の政府対策本部会議において、本県の「まん延防止等重点措置」の適用が決定されたため、4月25日から5月11日までの17日間は、松山市を重点措置を講じるべき区域として指定し、松山市以外の市町を含め、県民や事業者の皆さんに対して感染拡大防止に係る措置を要請することとしました。（感染対策期は5月19日まで）

関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年4月24日

愛媛県知事 中村時広

# まん延防止等重点措置等を実施すべき 区域における要請内容

【期間】 令和3年4月25日(日)から5月11日(火)まで

【区域】 愛媛県全域

【根拠】 新型インフルエンザ等対策特別措置法

## ○新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等

### (1) 対象区域

①重点措置を講じるべき区域(措置区域)：松山市

②措置区域以外：松山市を除く愛媛県全域

### (2) 重点措置等を実施する期間

令和3年4月25日(日)から5月11日(火)まで

### (3) 実施する重点措置等の内容

①県民への要請

②事業者への要請等

# 【県民の皆さんへ】

措置区域（松山市）	措置区域以外
<p>【特措法第31条の6第2項】</p> <p>●営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない</p>	<p>【特措法第24条第9項】</p> <p>●営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない</p>
<p>【特措法第24条第9項】</p> <p>●不要不急の外出自粛（夜間だけでなく日中も含めて）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外出等は、原則、同居する家族のみで。回数も可能な限り減らす。</li><li>・混雑する場、時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける</li><li>・感染防止対策（マスク、手指消毒、アクリル板、人と人との距離、換気など）がとられていない飲食店は利用しない。</li></ul> <p>●松山市の不要不急の往来自粛</p> <p>●県外との不要不急の往来や出張自粛</p> <p>●会食の注意</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・会食は4人以下で。</li><li>・毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と。</li><li>・席の間隔を十分空けて。</li><li>・大声を出さない。羽目を外さない。</li><li>・長時間の飲食は避ける（2時間以内）。</li><li>・感染対策がとられたお店を利用する。</li></ul> <p>●感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意</p>	

## ■会食に関する注意事項■

- ①店側の感染対策ができていることを確認  
《飲食店を選ぶ際のポイント》  
座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底
- ②参加者の2週間以内の行動歴を確認  
「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと
- ③当日の体調不良者がいないことを確認

# 【事業者の皆さんへ（飲食店等）】

措置区域（松山市）	措置区域以外
<p>【特措法第31条の6第1項】</p> <p>●飲食店の営業時間の短縮要請 （施設の使用制限）</p> <p>《対象》 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く）</p> <p>《内容》 営業時間：午前5時から午後8時まで 酒類提供時間：午前11時から午後7時まで</p>	<p>【特措法第24条第9項】</p> <p>●飲食店の営業時間の短縮要請 （施設の使用制限）</p> <p>《対象》 食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く）</p> <p>《内容》 営業時間：午前5時から午後9時まで 酒類提供時間：午前11時から午後8時30分まで</p>
<p>【特措法第31条の6第1項】</p> <p>●その他の要請</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特措法施行令第5条の5各号に規定される措置（※）を講じること</li><li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など）を講じること</li><li>・手指消毒の呼びかけ</li></ul>	<p>【依頼事項】</p> <p>●左記と同様の措置を講じることを依頼</p>
<p>※ 「従業員への検査勧奨」、「入場者が密にならないような整理誘導」、「発熱等有症状者の入場禁止」、「手指の消毒設備の設置」、「事業所の消毒」、「入場者へマスクの着用等の徹底」、「マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）」 など。</p>	

# 【事業者の皆さんへ（全般）】

## 措置区域（松山市）

## 措置区域以外

### 【特措法第24条第9項】

●不要不急の外出自粛（夜間だけでなく日中も含めて）

●松山市の不要不急の往来自粛

●県外との不要不急の往来や出張自粛

●会食の注意

●徹底した感染防止対策の実行

・職場での飲み会は自粛

・テレワーク、時差出勤の利用促進

・日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底

・毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨

・松山市や県外への出張は、ウェブの活用や延期などで代替

・従業員等に対し、営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しないよう求める。

・不要不急の外出の誘発や混雑につながる催物、販促セール等は、見送りや延期を検討

### 【商業施設等】

・カラオケ設備の利用自粛【飲食を主とする店舗でカラオケ設備のある店】

（※特措法31条の6第1項）

●業種別ガイドラインの実践

# 【事業者の皆さんへ（催物、イベント関係）】

措置区域（松山市）		措置区域以外	
<b>【特措法第24条第9項】</b> <b>●催物・イベント等の開催制限</b>			
期間	収容率		人数上限
4月25日 ～5月11日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの  ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※1）	大声での歓声・声援等が想定されるもの  ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※2）以内 (席がない場合は十分な間隔)	
	※1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。 ※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。		
<b>主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底</b>			

## 【まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応】

### 措置区域（松山市）

### 措置区域以外

#### 【市町に依頼】

- 地域住民、事業者等への注意喚起と感染対策の徹底
- 集客施設等における入込状況の確認

#### 【県警に依頼】

- 時短営業や人出の減少などに乗じた犯罪抑止に向けたパトロールの強化

#### 【飲食店以外の施設（※）に依頼】

- 不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食に繋がることを防止する必要があること等を踏まえた入場者の整理誘導、営業時間の短縮等

#### 《対象施設》

運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る）